二　犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の求めを行つていないこと

2　前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一～六　（略）

七　第十六条の三の規定による届出

（フレキシブルディスクによる手続）

第十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一～六　（略）

（新設）

附　則

この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

○経済産業省令第四十九号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第百三十五号）の施行に伴い、及び経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第九項の規定に基づき、経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十三日　経済産業大臣　萩生田光一

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　削除	（証明書の有効期間の延長） **第三条**　令第二条第八項ただし書の規定により証明書の有効期間の延長を申請しようとする者は、様式第三による関税割当証明書有効期間延長申請書に当該証明書を添えて、その有効期間満了前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、特に必要があると認めて証明書の有効期間を延長したときは、当該証明書にその旨を記入し、これを交付するものとする。

様式第三を次のように改める。

様式第3　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。